

## 令和5年第12回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年11月27日(金) 開会 午前 9時16分

2. 開催場所 入間市庁舎 C棟 5階 501会議室

3. 出席委員(11人)

会長 12番 中島敦夫

会長代理 10番 久保田勝

委員 1番 小澤正幸 2番 宮岡幸江 3番 清水 昇

4番 中島伸吉 5番 清水裕司 6番 宮岡康光

7番 上原和子 9番 荻野 実 11番 野村雅紀

4. 欠席委員(1人)

8番 中村勝雄

5. 早退委員(0人)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 9番 荻野 実 10番 久保田勝

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について

議案第3号 農用地利用集積計画の策定に係る農業委員会の意見決定について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について

議案第5号 入間農業振興地域整備計画変更に係る農業委員会の意見について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

7. 農地利用最適化推進委員

間野 哲 的場利夫 三木康行

豊泉 隆 岩田 浩 田中 勲

宇津木保男 齋藤 勲 大室芳子

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 岩崎 聡

主 幹 河西 多郎

主 事 中島 健人

9. その他の出席者

農業振興課課長 吉野 博明

農業振興課主幹 新 宜之

農業振興課主査 長谷川 奈美

農業振興課主任 酒井 大

農業振興課主事補 山城 美結

## 10. 会議の概要

### ○議長

ただいまの出席は、農業委員11名、農地利用最適化推進委員9名であります。

農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第12回入間市農業委員会を開会いたします。

欠席の届出は、8番、中村勝雄委員です。

会期についてお諮りいたします。会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

### ○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、9番、荻野実委員、10番、久保田勝委員、以上2名を指名いたします。

本日の付議議案は、お手元に配付してあるとおりです。

なお、議事参与の制限の規定により、議案第3号4番並びに議案第4号1番につきましては、的場利夫委員、三木康行委員、豊泉隆委員、各農地利用最適化推進委員に対し、当該事案の審議開始から終了まで退席をさせていただくことになります。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

本議案は、各担当委員による議案書の読み上げは、案件の番号、当事者の氏名、筆数、面積、申請理由、摘要のみを読み上げるよう願います。

それでは、1番を議題といたします。

担当9番、荻野実委員、説明を願います。

### ○農業委員9番（荻野実君）

9番、荻野です。議案第1号の1番についてご説明申し上げます。

1番、譲受人、〇〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、321平方メートル。申請理由、受人は農業を新たに行うべく申請する。渡人は要望に応じる。摘要、自、0アール。

状況説明をさせていただきます。こちらにつきましては、今月21日に、岩田委員とは個

別に申請地に出向き、申請地の状況を確認して参りました。その際、譲受人ご本人とお会いできましたので、申請目的や、その後の利用計画等をお伺いいたしました。

譲受人は、自宅南側に隣接する農地を、○である譲渡人から譲り受けて、今後は自家消費のための農地として耕作をする申請でございます。申請地は、元々譲受人の○の農地であり、後ほど報告の第1号3番にありますように、令和4年11月1日に○○により、譲渡人が所有権を取得した農地の一部となります。

現在、譲受人の所有する農地はありませんが、○の同意と許可のもとで、20年以上にわたり申請地を借り受け、野菜畑として耕作しておりましたが、譲渡人からの農地の譲渡しの申出があったこと、今般の法改正による農地の取得に係る下限面積の条件がなくなったことにより、本申請に至ったということでございます。申請地は現在、冬野菜が整然と栽培され、ほとんど雑草もなく、農地として適正に管理されていまして。

所有する農機具は、クワやスコップ、鎌など、手作業で利用するものに限られ、農業機械はありませんが、従来から耕作においても支障がないということであり、農地の広さも100坪に満たないので、今後の耕作においても問題ないと思われます。

なお、本申請地は今までと同様、野菜畑として利用する計画となっており、申請にあたっては事前に事務局との調整を行うと同時に、申請地を担当していた前農業委員にも現地確認等をしていただき、今後の耕作においても支障がないであろう旨の報告を事務局より受けております。このような申請地でございますが、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

次に、岩田浩委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（岩田浩君）

宮寺地区推進委員の岩田です。

11月27日、担当の荻野委員と別々に現地を確認しました。

荻野委員の説明の通り、畑はよく管理をされていて特に問題はないかと思われます。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

議案第1号の1番は、受人は農業を新たに行うための農地の取得でございます。

農地法第3条の許可検討事項について説明いたします。

荻野委員よりご説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は、150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は、321平方メートルとなります。

申請地の耕作状況は、現在、野菜畑として利用されており、許可後も同じく野菜畑として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われます。

以上、農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当しないことをご報告申し上げます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(ありません。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請でありますので、許可することに決定いたしました。

続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について、を議題といたします。

本議案は、各担当委員による議案書の読み上げは、案件の番号、当事者・受人の氏名、筆数、面積、申請理由、摘要のみを読み上げるよう願います。

それでは、1番を議題といたします。

担当7番、上原和子委員、説明をお願いします。

○農業委員7番（上原和子君）

7番、上原です。議案2号の1番について、ご説明を申し上げます。



○議長

ありがとうございました。

次に、三木康行委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（三木康行君）

金子地区推進委員の三木です。

11月24日、上原委員と一緒に現地を確認しました。

上原委員の説明の通り、特に問題ないと思われますので、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

それでは、事務局の方から説明の前に、本日お手元の方にA3判の横で、議案第2号1番という資料、この図面の方をお配りしておりますので、そちらを一緒にご覧になりながら、説明の方を聞いていただければと思います。

議案第2号1番については、受人は、現在借家に居住しているが、手狭であるため、自己用住宅を建築するための農地転用許可申請でございます。

都市計画法に関しては、譲受人の〇が市街化調整区域に20年以上居住していることから、同法第34条第12号・市条例第5条第1項第2号イに合致し、開発許可相当と判断されております。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項について、ご説明いたします。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当しません。農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地であることから、第1種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第1種農地の不許可の例外については、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に合致いたします。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、造成費、建築費の経費を、全て〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇〇〇〇〇が添付されているこ

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地へ悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。以上です。

担当委員及び事務局に事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

全員賛成でございます。本件は許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

担当4番、中島伸吉委員、説明を願います。

2番、譲受人、〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、999平方メートル。申請理由、受人は、  
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇を営んでいるが、従業員の安全確保と業務の効率化を図るため、資材  
置場及び駐車場を設置すべく申請する。摘要、資材置場、駐車場。

理由書。今般の土地取得計画について。私、〇〇〇〇は、〇〇歳から〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇を営んでおります。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の事業者として現在、私を含めて１４人の従業員が仕事に従事しております。埼玉県内、入間市市内の〇〇〇〇〇〇〇〇（特に木曜日、土曜日）を中心に、忙しくしております。

現在、別紙の通り、〇〇〇〇〇〇〇〇及び収集した〇〇〇等（特に〇〇〇）に注意して作業しておりますが、敷地が大変狭いため、作業時に怪我をしないよう注意している状況です。

事業主（〇〇〇〇）として従業員の安全確保や、業務作業の効率化を図るため、今後の土地利用及び事業継続について相談、今般の計画に至りました。

また、今般の計画については、従業員通勤車両の駐車を、〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇様の土地一部を無償で駐車場としてお借りしている状況です。このご好意での借用で、〇〇様に迷惑をかけられないと、現在苦慮している状況です。そのため、他の土地を従業員通勤車両置場として良い土地はないかと以前より探し続けておりました。

また、現在の事業所に大変近く、車両の駐車場には大変適していることを特に考慮した計画です。

○○○      ○○○○<sub>。</sub>

11月20日に、豊泉委員と別々に申請地の状況を確認して参りました。

1 1月20日に豊泉委員と別々に申請地の状況を確認して参りました。

転用計画については、本日お手元にお配りしてあります土地利用計画図のとおり、〇〇の置場や業務車両や従業員用の駐車場としての利用となっております。転用面積も必要最低限となっており、周辺への影響も無い形で施工する事などから農地転用申請はやむを得ないものと思われませんが、ご審議の程宜しくお願いします。以上でございます。

ありがとうございました。

– 9 –

いたします。

○農地利用最適化推進委員（豊泉隆君）

金子地区推進委員の豊泉です。ただいま中島委員の説明があった通りで、大きな問題はないと思われますので、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第2号2番については、登記地目は原野ですが現況が畑のため、転用には許可が必要となります。受人は、現在〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇を営んでいるが、従業員の安全確保と業務の効率化を図るため、資材置場及び駐車場を設置するための農地転用許可申請でございます。

都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ありません。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項について、ご説明いたします。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当しません。また、農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができる」と認められない」に合致いたします。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、土地取得費、敷地造成費の経費を全て〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇〇〇が添付されていることから、資金の調達については支障ないと判断できます。この他、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地へ悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。以上です。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(宮岡幸江委員 挙手)

○農業委員 2 番（宮岡幸江君）

この辺の道路って狭いと思うのですが、業務用車両というのは何トン車になるのでしょうか。

○事務局

少々お待ちください。

申し訳ありませんでした。車検証一覧がございまして、今確認しましたら、2.4トンとか5トンとか、あまり大きな車はない形でございます。

○農業委員2番（宮岡幸江君）

はい。わかりました。

○議長

他にございませんか。

これ委員さんにお聞きしますけど、進入するとしたら南側から進入する方が広いですか。

○農業委員4番（中島伸吉君）

進入路ですか。

○議長

進入路です。南側の方です。

○農業委員4番（中島伸吉君）

南側の方が広いとは思います。

○農地利用最適化推進委員（豊泉隆君）

道はそんなに広くはないです。ここに住んでいる人ぐらいしか通らないような道です。

○議長

何か他にございませんか。よろしいですか。

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

続いて、議案第3号 農用地利用集積計画の策定に係る農業委員会の意見決定について、を議題といたします。

本議案では、各担当委員による議案書の読み上げは、案件の番号ごとに、当事者・借受人の氏名、筆数、面積、利用権種類のみを読み上げるようお願いします。

それでは、1番を議題といたしますが、1番から3番の議題は、借受人が同一の議題でございますので、一括審議とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

ご異議ないものと認め、議案第3号の1番から3番を一括議題といたします。

事務局より説明を願います。

#### ○事務局

本日、中村委員さんが体調不良で欠席ですので、事務局で読み原稿の方を代読させていただきます。

議案第3号の1番から3番の案件についてご説明申し上げます。

1番、借受人、〇〇〇〇。筆数、1筆。面積1,024平方メートル。利用権種類、賃借権。

続きまして、2番、筆数、2筆。合計面積、2,875平方メートル。利用権種類、使用貸借権。

続きまして3番、筆数、3筆。合計面積、2,467平方メートル。利用権種類、賃借権並びに使用貸借権。

11月22日、並びに26日に、岩田推進委員とは別々に、田中推進委員とは一緒に、耕作状況等を確認してきました。

〇〇〇〇さんは、自作地、借受地を含め約123アールを耕作する茶農家です。耕作は本人を含め2名で行っております。今回は利用権期間の満了に伴う3件の更新の申請となっております。申請地は引き続き茶畑として利用する予定です。

農機具も普通トラックや乗用茶刈機など必要なものを所有しているため、今後の耕作も支障ないかと思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いします。

以上、代読させていただきました。

#### ○議長

ありがとうございました。

次に、岩田浩委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（岩田浩君）

宮寺・二本木地区推進委員の岩田です。

11月27日に、担当の中村委員とは別々に現地を確認しました。事務局代読の説明の通り、特に問題ないかと思われますのでよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、田中勲委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（田中勲君）

宮寺・二本木地区推進委員の田中です。よろしくお願いいたします。

去る11月22日、中村委員と現地確認を行いました。当該議案箇所をきちんと管理され、適切な運営がされているものと推測されますので、更新にあたり、何も問題はないと思われるのでご報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第3号の1番から3番は、賃借権及び使用貸借権による更新の利用権設定でございます。

説明に先立ち、補足説明を申し上げます。令和5年4月1日に施行された農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、市町村が定める農用地利用集積計画は、農地中間管理機構である埼玉県農林公社が定める農用地利用集積等促進計画に統合されましたが、令和7年3月31日までの2年間は経過措置により今までとおりの利用権設定が可能となっております。今回はその経過措置による利用権設定となります。

事務局による代読にて説明いたしましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の申請地を含めた現在の経営面積は130アールであり、その農地をすべて耕作しております。

また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

次に、4番を議題といたしますが、議事参与の制限の規定により、的場利夫、三木康行、豊泉隆の各農地利用最適化推進委員に対し、当該事案の審議終了まで退席をお願いいたします。

(推進委員3名 退席)

○議長

この議案については、はじめに事務局に説明を求め、その後、各担当委員に説明を願います。それでは事務局から説明を願います。

○事務局

議案第3号4番の案件は、貸付け希望者からの農地に関して「埼玉県農林公社」が農地中間管理事業に基づく利用権の設定を行うことについて審議をお願いするものでございます。こちらについても、経過措置による利用権設定でございます。

なお、この後の議案である第4号、「農用地利用集積等促進計画の案」において、埼玉県農林公社から借受け希望者への貸付け計画に係る意見について審議をお願いすることとなっております。

それでは、議案書を読み上げいたします。なお、読み上げる部分は、貸付人と氏名、筆数、合計面積、利用権種類の4点とさせていただきます。

4番、貸付人、〇〇〇〇。1筆。9,956平方メートルのうち9,230平方メートル。使用貸借権。

読み上げは、以上でございます。

それでは、ご説明に入ります。

本案件は、農地中間管理事業に基づく利用権の設定でございます。中間管理機構である「埼玉県農林公社」が借り受ける農地は、４番の１件になります。

利用権種類は「使用貸借権」であり、利用権の設定期間は、令和６年２月１日から令和１６年１月３１日までの１０年間でございます。

次に、本議案の審議要件でございますが、一般的な旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による利用権の設定の場合とは異なり、農地中間管理事業で利用権を設定する場合は、同法第１８条第３項第３号のただし書により、

１点目として入間市の「農業経営基盤の強化促進に関する基本構想」に適合するか、

２点目として所有権を有する者の同意を得ているかの２点のみとなります。

このことを踏まえまして、本案件は、入間市の定める「農業経営基盤の強化促進に関する基本構想」の条件に合致しており、所有権を有する者の同意についても「農用地利用権設定等申出書」により確認していることをご報告申し上げます。以上です。

○議長

それでは、担当１１番、野村雅紀委員、説明をお願いします。

○農業委員１１番（野村雅紀君）

１１番、野村です。

１１月２２日に、〇〇〇地区にあるこの１筆の農地の状況を確認してきました。

この農地について管理された状態であり、今後茶畑として耕作していくことに問題ないことをご報告します。以上です。

○議長

事務局及び担当委員から説明がありましたが、本件は農地中間管理機構である埼玉県農林公社が、農地中間管理権の取得のため利用権の設定を受けるものであり、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の規定における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

また次の議案に際し、議事参与の制限によりの場利夫、三木康行、豊泉隆の各農地利用最適化推進委員の退席を求めます。暫時、休憩します。

(推進委員 3 名 退席)

休憩 午前 9 時 4 4 分

(農業振興課職員 前方に移動)

○議長

会議を再開いたします。

再開 午前 9 時 4 5 分

○議長

それでは、議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について、を議題といたします。

本件は、農用地利用集積等促進計画の案ですが、使用貸借権の設定等を受ける者について事務局より説明を受け、皆様からご意見をいただいた後に、計画の案に対する農業委員会の意見を集約していきたいと思います。

それでは、1 番の案件について、事務局に説明を願います。

○事務局

それでは、初めに議案書を読み上げます。

「議案第 4 号」「農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について」「農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 9 条第 3 項の規定に基づき、借受申出案件（令和 5 年 1 1 月分）に係る農用地利用集積等促進計画の案について、意見を求めるもの。」「別紙 1 のとおり」でございます。

ご説明するのに先立ち、補足説明を申し上げます。令和 5 年 4 月 1 日に施行された農業経営基盤強化促進法の一部改正がございましたが、公社を介した権利設定の手法について、経過措置期間において入間市では従来踏襲型を採用し、配分計画が促進計画に置き換わる事を除き従来同様の流れとなっております。

それでは、ご説明いたします。農用地利用集積等促進計画は、埼玉県農林公社が農地中間管理権を得た農地について入間市が借り手を選定し、まとめたものでございます。

市では、この農用地利用集積等促進計画の案を作成した場合、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を聞くこととされているため、付議されたものでございます。

別紙1の「令和5年度第4回農用地利用集積等促進計画（案）」をお開きください。

使用貸借権の設定等を受ける者は、株式会社〇〇〇〇〇であり、設定する権利の種類は、使用貸借。利用内容は、茶畑。貸借期間は、令和6年2月1日から令和16年1月31日までの10年間でございます。

借受け希望者である「株式会社〇〇〇〇〇」は、平成2年に任意団体として設立された「〇〇〇〇〇〇〇〇〇」が、平成27年12月に法人を設立したものです。「株式会社〇〇〇〇〇〇〇」は、〇〇にある共同製茶工場において、生葉農家から茶葉を買い取り、荒茶製造を行っています。現在、「株式会社〇〇〇〇〇」が契約する生葉農家が管理する茶畑の一部を農地中間管理事業により、「株式会社〇〇〇〇〇」の管理部門において直接管理する形態へ、変更を予定していることから借受けを希望しているものです。このような実績からも借受け希望者である「株式会社〇〇〇〇〇」への農地の貸付けが最適であると判断され、農用地利用集積等促進計画（案）が作成されております。

説明は以上でございます。

○議長

それではただいま事務局から説明がありました、1番の案件について、皆様にご意見を伺います。

何かございませんか。よろしいですかね。

○議長

それでは、農業委員会としての意見をまとめたいと思います。

農業委員会としては、「特に意見はありません。」という旨の回答でよろしいでしょうか。賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長

全員賛成でございますので、本件の意見聴取の回答として、「特に意見はありません。」とすることに決定いたしました。

ここで、的場利夫、三木康行、豊泉隆の各農地利用最適化推進委員の退席を解除いたします。

（推進委員 3 名 着席）

○議長

続いて、議案第 5 号 入間農業振興地域整備計画変更に係る農業委員会の意見について、を議題といたします。

本件は、入間農業振興地域整備計画の変更ですが、個々の案件について、1 件ずつ農業振興課より説明を受け、その都度、皆様からご意見をいただきます。

計画の変更に対する農業委員会の意見の集約については、最後にまとめたいと思います。

それでは、はじめに、議案の朗読を、事務局に願いますが、議案書の読み上げは、一部省略し、案件の番号ごとに、当事者の氏名、筆数、合計面積、除外事由・利用目的のみを、読み上げるよう願います。

○事務局

それでは、初めに議案書を読み上げいたします。

「議案第 5 号」

「入間農業振興地域整備計画変更に係る農業委員会の意見について」

「農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和 44 年 9 月 26 日農林省令第 45 号）第 3 条の 2 第 2 項の規定に基づき、農用地区域除外申出案件（令和 5 年 10 月分）に係る入間農業振興地域整備計画の変更について、意見を求めるもの。」

1 番、当事者、有限会社 ○○○○○○、1 筆、1，151 平方メートル。資材置場。

2 番、○○○○○○、外○名。1 筆の一部。500 平方メートル。農業用倉庫・農業用資材置場。

3 番、株式会社 ○○○○○○。2 筆。991 平方メートル。駐車場。

4 番、有限会社 ○○○○○○・○○○○○○○○○○。1 筆。742 平方メートル。敷地拡張・駐車場。

5 番、○○○○。1 筆の一部。131 平方メートル。敷地拡張・住宅通路。

議案の読み上げは以上でございます。

○議長

それでは 1 番について、農業振興課に説明を願います。

## ○農業振興課

農業振興課、酒井です。よろしくお願いします。

各議案の説明の前に、入間農業振興地域整備計画の変更に関してご説明いたします。

市は、農業振興のための各種施策を計画的に実施するために、総合的な農業振興の計画として入間農業振興地域整備計画を策定しております。この計画において、農業振興市内における集団的に存在する農地など、生産性の高い農地を今後相当期間にわたり、農地として利用すべく市として指定しております。これを農用地区域といい、農業委員会委員改選後の総会時に、農業委員会事務局より、この図面が配布されたと思いますが、こちらで言うところの茶色のエリアが農用地区域と指定しているところです。

この区域内にある農地については、農業以外の目的への転用は、農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法及び農地法によって厳しく制限されています。

このように、農振法により厳しく制限されている農地について転用する場合には、今回の議案のように農用地区域からの除外という手続きが必要となります。その手続きは、農地転用を計画している農地は、あらかじめ農用地区域から除外されていることが必要となることから、まず今回の申請者により、農用地区域から除外するための申し出を市が受け付けたものです。市では年2回、4月と10月に、この除外の申し出を受け付けており、これからご説明する議案は、10月に申し出があったものです。以上です。

それでは、議案ごとの説明に入ります。

第1号議案、資材置場についてです。議案番号1番、3ページをご覧ください。

除外申出地は、○○○○○○○○○○○○○○○○。面積は1,151平方メートル。農地種別は第2種農地で、資材置場のための除外案件です。申出者は、○○○○○○○○○○○○に本社を置く法人です。現在、本社敷地に加え、○○○○○○○○○○○○、○の一部を資材置場として利用していますが、事業の拡大とともに手狭となり、やむを得ず仕事量を調節することによって対応している状況です。また、現在の資材置場は道路幅員が狭く、近隣に住宅が増え、騒音等の影響が懸念されております。このような状況にあることから、資料6ページにある通り、本社敷地の資材等々の既存の資材置場を集約する計画です。計画地は本社の近隣に位置し、現状において必要となる資材量に加え、今後さらなる事業の拡大を踏まえても、十分な資材量を確保できる広さがあることから、選定したものです。

隣接農地との境界に1メートル程度の緩衝帯を設け、さらに鉄板で囲うことから、農業上の支障はないと考えております。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それでは、ただいま農業振興課から説明がありました、1番の資材置場について、皆様からご意見を伺います。

(中島伸吉委員 挙手)

○農業委員4番(中島伸吉君)

場所的には、〇〇〇〇の〇〇〇の曲がり角のカーブのところかと思いますが、近隣には農地というのはあるのですか。

○農業振興課

申し上げます。4ページ、5ページのですね、案内図を見ていただきますと、ここは圏央道ができたことにより、分断された場所です。隣接農地はございません。他はすべて道路に囲まれています。

○農業委員4番(中島伸吉君)

ありがとうございました。

○議長

他にございませんか。よろしいですか。

それでは次に、2番について説明をお願いします。

○農業振興課

議案番号2番、7ページをご覧ください。

除外申出地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の一部。面積は500平方メートル。農地種別は第1種農地で、農業用倉庫及び農業用資材置場のための除外案件です。

申出者は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇で製茶・販売を行う茶農家です。申出者は、販売店舗、製茶工場、農業用機械資材の保管倉庫、製品積降場、乗用摘採機、積降場等すべてを自宅敷地内に構えており、あらゆる用途において必要となるスペースを兼用している状況です。また、県道沿いに位置し、耕作には適した場所ではあるものの、製茶工場や農業用倉庫の立地としては、圃場から距離があり、交通量も多いことから、利便性に難が多々あり、かつ倉庫は老朽化が顕著にある状況です。このような状況を改善するため、資料9ページに

ある通り、既存敷地機能の3分の2程度を移管できるよう、農業用倉庫及び資材置場の建設と、乗用摘採機、積降スペース等の確保について計画するものです。計画地は自己所有地の中で計画が可能な土地であり、集团的農地の外部に位置することから設定したものです。隣接農地との境界にはコンクリートブロックを設置するため、農業上の支障はないと考えております。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それでは、ただいま農業振興課から説明がありました、2番の農業用倉庫、農業用資材置場について、皆様からご意見を伺います。

(宮岡康光委員 挙手)

○農業委員6番(宮岡康光君)

この平面図で見ると平らに感じるのですが、ここは高低差あるのですか。

○農業振興課

東側は高低差がありまして、西側は高低差がないので、こちらから接道を取るような形で組んでおります。

○農業委員6番(宮岡康光君)

東側の高低差の下の方というのは、農作業には支障ないのですか。

○農業振興課

東側のこのフレームラインという想定ラインにおいては、高低差があります。だんだんこう、その隣の筆については、平らな土地となります。

○農業委員6番(宮岡康光君)

同じ人が持っているのですか。

○農業振興課

同一所有者です。

○議長

他にございませんか。

一つ聞きたいのだけど、これがもし、あそこの茶どころ通りの申請だったら許可になるのですか。

○農業振興課

申請者の方からですね、この方が持っている農地の中で最適な場所ということで、集落が近い場所ということで、茶どころ通りの中になりますと、またそこじゃなきゃならないとかいうのを、またちょっと検討させていただくような形となりますので、ちょっとこの場でちょっとできるかどうかというようなお話はできないのですが、今回の案件につきましては、その方の所有農地の中から、一番効率がいい、そういった場所でなおかつ許可が得られるというようなことで、選定をさせていただいております。

以上でございます。

○議長

他にございませんか。よろしいですか。

それでは３番に移りたいと思います。

では次に、３番について説明を願います。

○農業振興課

議案番号３番、１１ページをご覧ください。

除外申出地は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○。面積は、９９１平方メートル。農地種別は第２種農地で、駐車場の除外案件です。

申出者は、○○○○○○○○に本社を置き、プレカット素材、建築資材等の運搬及び地上化住宅工事業を中心に事業を行っている法人です。

この度、○○○○○○○○○○○○○○○○○○、外２筆にある現在使用中の駐車場を、土地所有者の意向により立ち退かなければならなくなり、新たに駐車場を確保する必要性と緊急性に迫られている状況です。そこで、現在使用中の駐車場には、小型から大型まで計２３台が駐車していますが、その一部である１１台分は、駐車場の確保を図っているため、残りの１２台分を、資料１４ページの通り、計画地に移動させることで、この問題を解決することができることから、代替用として新たに駐車場を確保する計画です。

計画地以外に本社の近隣で、対象車両を駐車できる候補地は他になく選定したものです。

隣接農地との境界にはコンクリートブロックを設置し、農地への影響がないように努めるため、支障はないものと考えております。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それでは、ただいま農業振興課から説明がありました３番の駐車場について、皆様からご意見を伺います。よろしいですか。

(宮岡幸江委員 挙手)

○農業委員 2 番（宮岡幸江君）

ここは隅切りはないのですか。ちょうど交差点のところにあってと思うのですがけれども。

○農業振興課

図面には記されているのですが、隅切りは設けてごさいません。

○議長

他にございませんか。

よろしいですかね。では、次に移りたいと思います。

次に、4 番について、説明をお願いします。

○農業振興課

農業振興課、新です。よろしくお願いします。

議案番号４番について、ご説明をさせていただきます。資料は１５ページから１８ページとなります。

事業計画者、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇です。事業計画地は、〇〇〇の〇〇  
〇〇〇〇〇〇〇北西に位置する、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に隣接する畑になります。

16ページの案内図をご覧ください。ちょっと見づらいですが、中央斜線が引いてある場所がその目的となります。地番はですね、〇〇〇〇〇〇〇〇。面積合計、742平方メートル。地目は畑となります。農地の種別が第2種農地です。除外申出はですね、敷地拡張を目的としたものとなります。

申請法人は、〇〇〇〇〇より〇〇〇〇〇〇〇を営んでおります。現在の工場の道路の向かい側、東側になりますが、地番でいうと、〇〇〇〇〇〇〇〇〇に車両置場を借地してこれまで業務を行って参りました。今現在使っている車両置場の貸主より立ち退きの請求があったということで、今回の計画に至ったものです。

車両置場として、周辺の土地、雑種地等も含めて周辺探しましたが、今回隣接地北側に適していることから、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の土地所有者に相談をしたところ、了承を得られたということで、今回の計画となったわけです。

また、この道路東側の道路が、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇になっておりまして、南側の県道からですね、〇〇〇〇〇〇に向かう車が非常に多いということで、これまで道を挟んで駐車場を設けておりましたが、かなり危険があるとのことで、結果的には、今回の計画地に移ることにより敷地が地続きとなり、安全も確保できる場所もあります。計画地は農地ではございますが、コンクリートブロック等の設置により、農地への影響がないように施工の予定です。農業振興上の支障はないものと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

それでは、ただいま農業振興課から説明がありました4番の、敷地拡張・駐車場について、皆様にご意見を伺います。

○議長

よろしいですか。

それでは次に、5番について、説明を願います。

○農業振興課

それではですね、議案番号5番について、ご説明させていただきます。

資料はですね、19ページから22ページまでとなります。

事業計画地などは、資料の 20 ページをご覧くださいまして、丸印で記した部分になりますが、申請人住宅の隣接する畑になります。

21ページの構図をご覧ください。今回の申出者はですね、市内で茶農家を営んでおりまして、申出地の北側の〇〇〇〇〇〇〇〇に、住宅と農業用倉庫等があります。隣接する今回の申請地〇〇〇〇〇地内にある、道路から現在出入りしております。実際にはこの通路50年ほど前に、申出者の両親が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、自宅の中にあった通路を道路、ここの西側の道路になりますが、これがかなり急なカーブをしておりまして、出入りが非常に危険であったということで、今回の申出の〇〇〇〇〇〇〇の方に、実際は付け代わっているところですが、付け替えたものでございます。

申出者からは、この土地を〇〇〇〇〇に〇〇し、その当時そのような状況で、50年前からそんな状況にあったということであったため、今回正式に除外の申出を行ったという

ことです。今回の申出地、所有者の敷地内通路でありますので、農業振興上支障がないものと考えます。以上、ご審議お願いします。

○議長

ありがとうございました。

それでは、ただいま農業振興から説明がありました、5番の敷地拡張・住宅通路について、皆様からご意見を伺います。

○議長

よろしいですか。

それでは、質疑応答・意見交換も十分になされたと思われますので、農業委員会としての意見をまとめたいと思います。

この意見は、市が行う整備計画の変更に伴う意見聴取であり、開発内容が農地転用の技術基準に関する適合性に対する回答を含むものではありません。

農業委員会としては、「特に意見はありません。」という旨の回答でよろしいでしょうか。賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございますので、本件の意見聴取の回答として、「特に意見はありません。」とすることに決定いたしました。

ここで、農業振興課の職員は退席となります。ありがとうございました。

○農業振興課

ありがとうございました。

(農業振興課職員 退室)

○議長

次に、報告事項に入ります。

農地法第3条の3の規定による届出については 3件、同法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出については 1件、同法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については 7件。

それぞれ入間市農業委員会事務局・事務専決規程、第3条の規定により専決処分され、同規程第5条により報告第1号、第2号及び第3号のとおり報告がありました。

これで付議された議案は、すべて終了いたしましたので、委員会を閉会します。

閉会 午前１０時３８分